災害に係る情報発信等に関する協定書

秋 田 市

株式会社秋田ケーブルテレビ

## 災害に係る情報発信等に関する協定書

秋田市(以下「甲」という。)と株式会社秋田ケーブルテレビ(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、秋田市内で住民の生活に甚大な影響を及ぼす災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合において、甲が住民に対して必要な情報 を迅速に提供するため、甲と乙の行う必要な事項について定めることを目的 とする。

(情報提供)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(災害が隣接する他市町村において発生した場合で甲の住民に甚大な被害を及ぼすおそれがある場合を含む。)、甲が定める地域防災計画に基づき、乙へ避難情報および被害情報等を提供するものとする。

(情報発信)

第3条 乙は、甲から提供された情報について、乙が運用するCNAコミュニティチャンネル(地上デジタル放送)、ホームページ、モバイルサイト、アプリケーション、CNA情報ダイヤル(自動音声ガイド)などで、できるだけ速やかに放送・配信・掲載・告知により情報発信するものとする。

(連絡体制)

第4条 甲および乙は、前第2条の規定が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条および第3条の規定により甲乙それぞれが実施する事項については、原則として無償で行われるものとし、その取組に係る一切の経費は、 各自が負担するものとする。

(有効期間)

- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協 議の上、これを定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月10日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市八橋南一丁目1番3号

乙 株式会社秋田ケーブルテレビ

代表取締役社長 末 廣 健 二